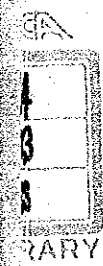


トルコ国人口教育促進プロジェクト 実施協議調査団報告書

平成 元年 3 月

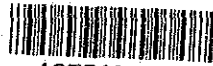
国際協力事業団

医 業
J R
89 - 06



トルコ国人口教育促進プロジェクト
実施協議調査団報告書

JICA LIBRARY



1075485(1)

19388

平成 元年 3 月

国際協力事業団

国際協力事業団

19388

序

文

アジアとヨーロッパを結ぶ要衝の地に位置するトルコは、近年めざましい経済発展を遂げつつあるが、さらに国家開発を推進していくためには、高い人口増加率を低下させていくことが緊要な条件となっている。

1960年以來、トルコ政府は種々の家族計画事業を実施してきており、IEC（教育宣伝活動）をさらに充実させるため、88年7月、我が国に対し、保健省コミュニケーションセンターの拡充にかかる協力を要請越した。

当事業団は、87年12月に事前調査団（コンタクトミッション）を、また、88年2月から3月にかけて人口家族計画基礎調査団を派遣しており、この結果を踏まえ、プロジェクト方式の技術協力を開始すべく、88年10月から11月、中野照海国際基督教大学教授を団長とする実施協議調査団を派遣し、11月8日、討議議事録（R/D）の締結を行った。

本報告書は、この実施協議調査の結果をとりまとめたものである。

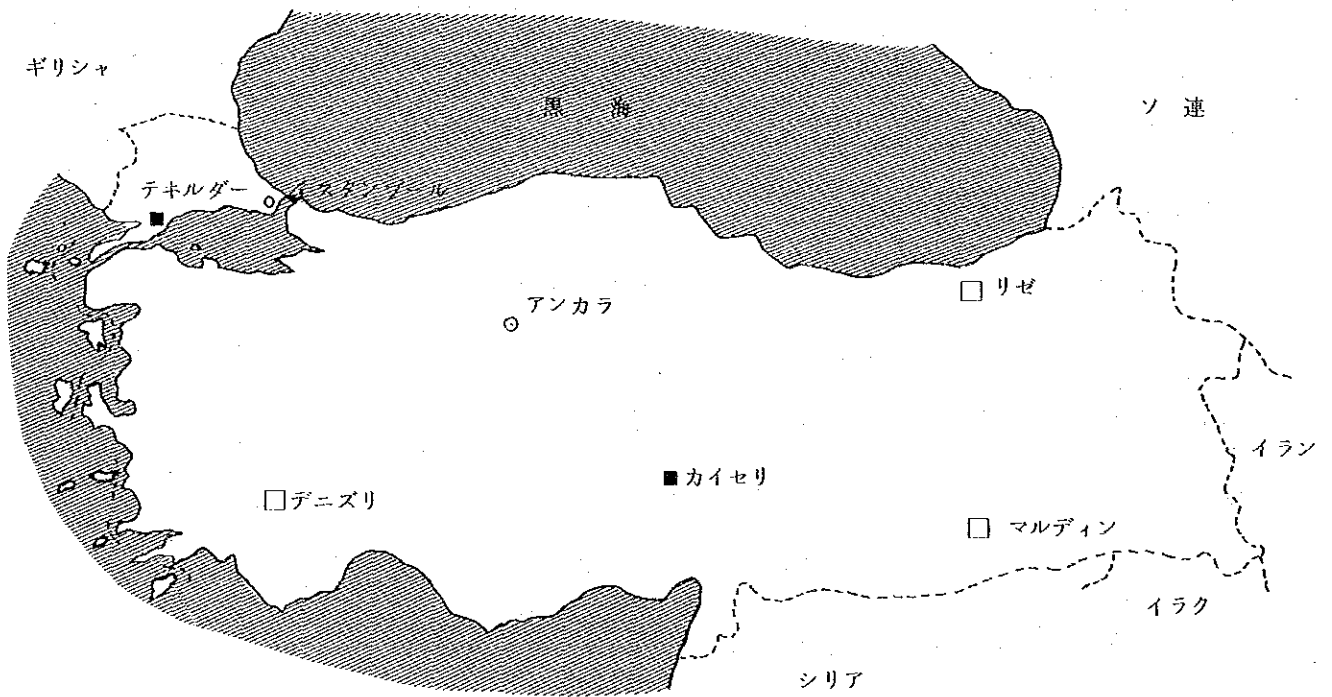
ここに調査団員各位をはじめ関係者各位、とりわけ在トルコ日本大使館の方々のご協力に対し、深甚なる感謝の意を表する次第である。

平成元年3月

国際協力事業団

理事 西野世界

トルコ全図



- パイロットセンター候補地
- 本プロジェクトにより協力をを行うパイロットセンター候補地

0 100 300 km



目 次

1	実施協議調査団の派遣	1
1-1	調査団派遣の経緯と目的	1
1-2	調査団の構成	2
1-3	調査日程	2
1-4	主要面談者	3
2	総括報告	5
3	討議議事録の交渉経緯	9
3-1	交渉経緯	9
3-2	討議議事録等	12
4	プロジェクト実施上の留意点	27
4-1	トルコのメディアの現状	27
4-2	実施体制と実施計画	28
4-3	その他留意すべき点	34

1 実施協議調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯と目的

トルコにおいて、人口増加が医療、経済、社会問題に与える影響が考慮され始めたのは、1960年代に入ってからである。1985年現在トルコの人口は約5,100万人で、年間増加率は約2.5%（1980-85年）である。この水準が続けば、2010年には、人口がほぼ2倍となり社会サービスへの需要の急増が国家財政を圧迫し、国家開発計画の推進に大きな障害となることが予想される。

トルコ政府は1965年にこれまで禁止していた避妊を法的に認め、更に1983年には一定条件での中絶を認める等法律改正を行った。一方、家族計画の推進について、第1次国家開発計画（1963年-63年）策定以来、第5次開発計画（1985-89年）に至るまで、「広報活動の推進」、「家族計画に携わる保健、医療関係要員の訓練」、「大衆教育プログラムの推進」、更に「マスメディアの利用」などを重点的に行なってきた。

トルコ政府は再三に亘り、人口家族計画分野への協力の可能性について我が国に打診越した。当事業団は、1987年12月コンタクトミッションを派遣し、先方に我が国技術協力の仕組みについて説明し、協力分野に係る要望を聴取した。この結果、教育宣伝活動技術向上のための協力が、優先度の高いことが明らかになった。

1988年2月、基礎調査団を派遣し、トルコの人口家族計画に係る基礎情報の収集を行なうとともに、保健省の所管する視聴覚メディアセンターに対する協力が最も適切である旨確認し、想定される協力内容について協議を行なった。

首都アンカラにある視聴覚メディアセンターは、保健省母子保健・家族計画総局に属し、国家開発計画の趣旨にのっとり、教育・広報活動のための教材・キャンペーン資料等の作成を行なっている。

1988年7月、トルコ政府は、視聴覚資料作成技術の向上及び関係スタッフの有効的な研修実施等を目的として、視聴覚メディアセンター拡充に係る技術協力を正式に要請越した。

本要請をうけ、討議議事録（R/D）締結のため、実施協議調査団を派遣することとなった。

1-2 調査団の構成

団 長	中 野 照 海	(総括・I E C)	国際基督教大学教授
	古 賀 達 朗	(技術協力)	外務省経済協力局技術協力課
	田 口 明 男	(I E C)	国際協力事業団国際協力総合研修所特別嘱託
	渡 辺 正 夫	(協力計画)	国際協力事業団医療協力特別業務室室長代理
	三 浦 和 紀	(業務調整)	国際協力事業団医療協力特別業務室

1-3 調査行程

日順	月 日	曜	調 査 内 容
1	10/28	金	渡辺団員SR165にて東京発。
2	29	土	チューリヒ着。
3	30	日	SR322にてチューリヒ発、アンカラ着。
4	31	月	AM 大使館に表敬訪問。 PM 保健省にて日程調整。
5	11/ 1	火	保健省にてR/Dの性格、位置づけの説明。
6	2	水	R/Dの内容説明、討議。
7	3	木	AM 同 上。 PM 中野団長、古賀・田口・三浦団員フランクフルトより、 LH1586にてアンカラ着。 団内打ち合せ。 大使館に表敬訪問。渡辺団員より進捗状況報告。
8	4	金	AM 保健省にて事務的打合せ。 PM コミュニケーションセンター視察。
9	5	土	休日。
10	6	日	休日。資料整理。団内打合せ。
11	7	月	AM 保健省内にて団内打合せ。 PM 保健省にて、R/Dに係る協議。

12	11/ 8	火	AM	保健省にて、R/Dに係る協議。
			PM	保健省母子保健家族計画総局長主催懇談会。 R/D原稿準備。 田口・渡辺団員は、ケニアでの調査のため、SR323にてチャーリヒへ。 保健省次官を表敬訪問。 R/Dに係る協議。R/D署名。
13	9	水	AM	UNFPA駐在員事務所を表敬訪問。
			PM	保健省にて打合せ。 大使館に報告。
14	10	木	AM	保健省にて、要請書の内容に係る協議。
			PM	同上。
15	11	金		BA068にて、アンカラ発、ロンドン着。
16	12	土		BA007にて、ロンドン発。
17	13	日		東京着。
18	14	月		田口・渡辺団員ケニアより、ロンドン経由BA007にて東京着。

1-4 主要面談者

トルコ側

保健省 次 官	Dr. Ergun Özdemir
母子保健家族計画総局	
総局長	Dr. Güler Bezirci
局次長	Mr. Ugür Aytac
	Dr. Levent Akin
保健教育部長	Ms. Nuran Üstünoglu
コミュニケーションセンター長	Mr.H. Ibrahim Somyürek

日本大使館

和 智 一 夫	大 使
浜 野 美知雄	公 使
深 沢 淳 志	一等書記官
池 内 透	“

2 総 括 報 告

この度の調査の目的は、トルコ国の人口教育活動を強化するために、保健省母子保健・家族計画総局(General Directorate of Mother-Child Health and Family Planning, Ministry of Health and Social Assistance)に属するコミュニケーション・センターの改善とともに、視聴覚教材の制作、配付、利用活動を促進するための実施協議を行なうことであった。

実施協議の内容は、トルコ国におけるIEC活動の調査、コミュニケーション・センター設備の改善、指導者の訓練、視聴覚教材の制作と配付、利用促進のための研修を骨子としている。これら協議は、実施協議調査団長とトルコ国保健省母子保健・家族計画総局長との間で合意に達し、昭和63年11月8日「討議議事録」を交換した。

2-1 実施協議の背景

『エジプト・トルコ人口家族計画プロジェクトコンタクトミッション』(昭和62年12月)に続き、『トルコ国人口家族計画プロジェクト基礎調査』(昭和63年3月)を基にして、この度の『実施協議調査』を行なった。

トルコにおける人口は、1985年現在5,066,4458人である。年間増加率は、約2.5%(1980-85年)である。この水準が続けば、ほぼ2010年には人口が2倍となる。現在は、第5次5カ年国家開発計画(1985-89年)の過程にあるが、この終了時には、人口増加率を2.12%に留め、これを基準とした雇用、教育、医療対策が立てられている。つまり、国家社会・経済開発計画の基本条件として、人口急増の圧力を軽減する必要性が挙げられている。このために、避妊を認める法律(1963年)から、条件つきではあるが、人口中絶を可能とする法律(1983年)が公布されている。そして、他方では、母子の保健の観点からも、人口教育実施の方向が強調されるようになってきた。

人口教育計画の推進にとって、第1次(1963-68年)開発計画の策定以来、「広報活動の推進」、「家族計画に携わる保健・医療関係要員の訓練」、「大衆教育プログラムの推進」、さらに「マス・メディアの利用」などが、重点的に考えられるようになった。現在、保健省の所管するコミュニケーションセンターは、開発計画の趣旨にのっとり、教育・広報活動のための教材・キャンペーン資料の作製を行っている。

ビデオ部門を中心とする映像資料の製作は、その施設・機器の老朽化もあって、低調である。家族計画、母子保健、予防接種などに関するビデオ教材が、昨年17本制作され、地方の母子センターなどのヘルス・ユニットに配付されている。さらに、ここで作られた教材や、テレビ用スポット番組は、トルコ放送協会(TRT)によって週平均10本が提供されている。これらを勘案すると、ビデオ教材・番組の量的・質的向上は、人口・家族計

画の推進にとって、重要な働きをするものと思われる。

2-2 外国援助機関等によるプロジェクトとの関係

人口家族計画のプロジェクトが、国連関係諸機関等との共同で、現在幾つか実施されている。主なものに、「東部17州統合母子保健・家族計画サービス」(WHO/UNFPA/UNICEF)、「労働者のための家族計画教育」(UNFPA/ILO/トルコ家族計画協会)などがある。わが国のこの度のプロジェクトは、これら進行中のものを支援、または相互強化することができよう。今回の調査期間中にも、UNFPAの現地代表との面談がおこなわれ、相互協力が話し合われた。

2-3 プロジェクト実施の内容

- (1) コミュニケーション・センターの施設の更新—保健省母子保健・家族計画総局のコミュニケーション・センター(教育器材・制作室)に所属する制作スタジオの制作機材の更新を行う。この場合、教材の地方センターへの配付ばかりでなく、放送局による放映も行われていることを考えると、「U-matic Hi-Band」による製作の水準に施設・機材を整備する。
- (2) センターの統合的機能の開発—センターには、印刷部門、写真部門、ビデオ部門があるが、これらを統合的に機能させることによって、よりIECプログラムが充実することと思われる。主としてビデオ部門の改善から、統合的なマルチ・メディア・プログラムの活性化のための技術援助が望ましい。具体的には、センターの運営の合理化と、三部門の施設の点検と機能的統合連関に関する示唆、および均衡のよい施設・機材の整備である。
- (3) センター/地方ヘルス・ユニット職員の技術指導—VTR教材の制作、機器の保守、利用の推進方法などの分野で中核となる要員の研修が望ましい。この場合、制作と利用推進に関してはわが国での研修が、機器の保守に関しては現地での技術指導を行なう。
- (4) 地域パイロット・センターを設置—地方ヘルス・ユニットに、IECユニットを実験的に設けて、教材の利用促進のモデル・プランを実施して、将来の全国ネットワークへの拡大の参考にする。さらに、このセンターは、周辺地域の家族計画に携わる保健・医療関係要員の訓練機関の機能も果たす。先方の要請では、この種センターの設置は5カ所であったが、協議の結果、トルコのヨーロッパ側とアジア側の1カ所ずつ、計2カ所とする。

2-4 必要な技術協力

- (1) I E C活動に関する調査研究の指導
- (2) コミュニケーション・センター改善のための機材の供与
- (3) コミュニケーション・センター、および地方センターの要員を対象としたI E C方略の指導
- (4) 視聴覚教材の制作指導
- (5) センター管理・運営、および機材の保守に関する指導
- (6) キーパーソンの上記に関するわが国での研修機会の提供

2-5 派遣専門家

- (1) I E C調査研究/I E C方略
- (2) ビデオ制作技法
- (3) 機材の保守(短期)

なお、現在のビデオ・スタジオは改造、あるいは新たなビデオ・スタジオが用意される可能性もあるので、「ビデオ制作」の専門家の派遣は、機材の送付に先立つことが望ましい。

3 討議議事録の交渉経緯

3-1 交渉経緯

基礎調査における協議により、プロジェクト・デザインの概要についての合意は出来ていたため、本実施協議においては、もっぱら討議議事録（R/D）の形式についての議論が中心となった。

トルコにおいては、我が国のプロジェクト方式による技術協力は3件目であり（ただし、イスタンブールのツヅラ職業技術訓練高校プロジェクトのみを実施中）、保健医療協力分野ではこれが初めての案件であることから、R/Dの位置付け、意義、内容につき十分相手側の理解を得る必要があった。

3-1-1 R/Dについての説明

本件プロジェクトのカウンターパート機関である、保健省母子保健・家族計画総局は、これまでUNFPA等の援助機関と数々の協力の実績を有していたため、R/Dの以下の点が、他の援助機関との合意文書の様式と異なるため、理解を得るのに時間を要した。

- ① R/Dにプロジェクト予算額の明示がない点。
- ② 「それぞれの政府に勧告する」という文言はあるが、これでは日本国政府がこのプロジェクトを実施するという保証にならないのではないかという点。

以上2点に対し、先ず、日本の国家予算が単年度主義の原則にあることを説明し、プロジェクト期間全体にわたる日本側予算を、現時点でコミットすることは不可能である旨説明した。

また、予算額を明示するとなれば、当然トルコ側の負担額についても明示を求めることになるが、これには相当の時間を要し、プロジェクトの速やかな実施は望めないことを指摘した。

さらに、R/Dの持つ意義について、①確かに国際法上は、何ら両国政府を拘束するものではないが、②内容につきJICAと日本国政府の間で事前に協議がされているR/Dの内容を、日本国政府が受け入れなかった例はないこと、③R/Dに基づき、両国政府が所定のフォームを添付した口上書等の外交文書を交換することにより国際約束が形成され、実際の協力が実施されることを説明し、一応の理解を得た。

なお、以上のようなR/Dの性格上、R/D署名即協力実施とはならず、専門家派遣・研修員受入れ・機材供与それぞれについての要請フォームが、早期に提出されることが、協力の円滑な実施に不可欠であることを説明した。

3-1-2 R/Dの個別の問題点

○ 専門家の国内旅費・日当の問題。

専門家の特権の中で、「トルコ国内の公務による出張については、トルコ側が旅費・日当を負担する」という文言があるが、トルコ側はこれについては負担できないので削除してほしいと求められた。

当方より、本来的には、専門家の公務国内旅行にかかる旅費等は、被援助国側が負担すべきであるが、実行上はどのプロジェクトもかかる経費については専門家の現地業務費等により負担している実情にあり、本件も実際上はそのような取扱いになるであろうことを示唆し、了解を得た。

○ 供与機材のスペアパーツの問題。

供与機材のスペアパーツについては「トルコ側がすべて負担する」という文言があるが、財政的事情から困難な場合もあり、変更してほしい旨求められた。

当方より、基本的に日本の協力は被援助国の自助努力を期待しており、供与された機材の補修、スペアパーツ等の調達は自助努力により行なってほしいと説明、さらに、必要であれば、メンテナンスにかかる技術指導、一部のスペアパーツ調達にかかる機材供与には応じる用意があることを説明し、了解を得た。

協議に当たり、協力内容については、以下の点で議論した。

○ 協力期間

トルコ側は、5年間の協力期間を要請してきたが、①トルコに対して保健医療/人口家族分野では初めての協力であり、トルコ側の実施体制についての我が方の知識が乏しいこと、②出来るだけ目標を絞り込んだ協力を行ない、具体的な実績を積み上げていきたいこと、③コミュニケーション・センターの拡充だけならほぼ3年間で実行可能と認められることから、3年間の協力を行う事とし了解を得た。

○ 地方パイロットセンター

上記に鑑み、協力要請のあった5か所の地方パイロットセンター（リゼ、マルディン、カイセリ、デンズリ、テキルダ）うち、カイセリとテキルダの2か所の地方パイロットセンターを対象として、協力を行なうこととした。この選定に際しては、交通のアクセスの容易さ、IEC事業の進み具合、インフラ等を考慮にいった。

ただし、本件協力期間終了時に、対象とする地方パイロットセンターの数を増やすことやさらにはIEC普及を目的として、新規プロジェクトの要請が出てきた場合には、3年間の協力実績をも踏まえて、前向きに検討すべきであると思われる。

R/D署名後、協力の円滑な推進のため、機材供与のための要請書については、3

年分の機材につき一括して提出するよう、また専門家派遣のための要請書については出来るだけ早期に提出するよう依頼した。

要請書の内容については、協議を行なうとともに、共同でドラフトを作成した。

3-2 討議議事録等

RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED
OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF TURKEY
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE PROJECT OF PROMOTION OF POPULATION EDUCATION

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Terumi Nakano, Professor of Education, International Christian University, visited the Republic of Turkey from October 30 to November 11, 1988 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project of Promotion of Population Education (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in the Republic of Turkey, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Turkish authorities concerned in respect of desirable measures to be taken by both Governments for successful implementation of the Project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Ankara, November 8, 1988

中野照海

Dr. Terumi Nakano
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team,
Japan International
Cooperation Agency



Dr. Güler Bezirci
General Director,
Mother-Child Health and
Family Planning,
Ministry of Health and
Social Assistance

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Republic of Turkey will cooperate with each other in implementing the Project for the purpose of promoting population education, and thus contribute to the promotion of public health in the Republic of Turkey.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in ANNEX II through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the Republic of Turkey the privileges, exemptions and benefits no less favorable than those accorded to experts of third countries or of international organizations performing similar missions in the Republic of Turkey. And the privileges, exemptions and benefits will include the following:
 - (1) Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad in relation to the implementation of the Project;
 - (2) Exemption from import and export duties and any other charges imposed in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought in from abroad or taken out of the Republic of Turkey.

VP 422

2-1

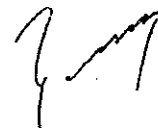
III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III, through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Equipment will become the property of the Government of the Republic of Turkey upon being delivered c.i.f. to the Turkish authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in ANNEX II.

IV. TRAINING OF TURKISH PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Turkish personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Government of the Republic of Turkey will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Turkish personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

17/12/73



V. SERVICES OF TURKISH COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with laws and regulations in force in the Republic of Turkey, the Government of the Republic of Turkey will take necessary measures to secure at its own expense the necessary services of Turkish counterpart and administrative personnel as listed in ANNEX IV.
2. The Government of the Republic of Turkey will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in ANNEX II for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. SPECIAL MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

1. In order to assure smooth implementation of the Project, in accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to support the Government of the Republic of Turkey in financing the following expenditures necessary for the training programs for middle-level manpower conducted in the Republic of Turkey:
 - (1) Travel allowances to and from the place of training for training participants;
 - (2) Expenditures for preparation of teaching materials;
 - (3) Travel allowances for field trips for training participants;
 - (4) Expenditures for the purchase of supplies and equipment necessary for training programs;
 - (5) Travel allowances for instructors when they accompany training participants on field trips;
 - (6) Fees for instructors invited from institutions other than ones directly connected with the Project.
2. Support for the above-mentioned expenditures will be reduced annually. The reduced portion of the expenditures will be replaced by the Turkish side.

14/1/77

VII. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF TURKEY

1. In accordance with laws and regulations in force in the Republic of Turkey, the Government of the Republic of Turkey will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Land, buildings and facilities as listed in ANNEX V;
 - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III. above;
 - (3) Transportation facilities and travel allowance for the official travel of Japanese experts within the Republic of Turkey.

2. In accordance with laws and regulations in force in the Republic of Turkey, the Government of the Republic of Turkey will take necessary measures to meet:
 - (1) Expenses necessary for transportation of the Equipment within the Republic of Turkey as well as for installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges imposed on the Equipment in the Republic of Turkey;
 - (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VIII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The General Director of Mother-Child Health and Family Planning, Ministry of Health and Social Assistance, as the Project Director, will bear overall responsibility for the implementation of the Project.

2. The Deputy General Director of Mother-Child Health and Family Planning, Ministry of Health and Social Assistance, as the Project Coordinator, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.

1/12/77



3. The Japanese experts will provide necessary technical and managerial advice for the implementation of the Project in close collaboration with the Turkish counterpart personnel concerned.
4. For effective and succesful implementation of the Project, a Coordinating Committee will be established with the function and composition as referred to in ANNEX VI.

IX. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Republic of Turkey undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official duties in the Republic of Turkey except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

X. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with, this Attached Document.

XI. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three (3) years from November 8, 1988.

132



ANNEX I

MASTER PLAN

1. Objective of the Project

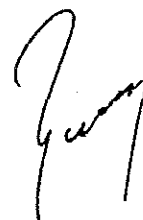
The objective of the Project is to reinforce family planning and maternal and child health activities in the Republic of Turkey by promoting the activities of Information, Education and Communication (IEC) in the Communication Center and other health institutions.

2. Activities under the Project

The project will consist of the following activities:

- (1) Research on IEC;
- (2) Upgrading the Communication Center with modern equipment;
- (3) In-service training of key personnel;
- (4) Development of audio visual materials to be delivered to the health institutions and to other related sectors;
- (5) In-service training of responsible personnel of the selected health institutions to use the materials effectively.

1/25

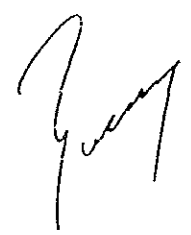


ANNEX II

JAPANESE EXPERTS

1. Chief Advisor
2. Coordinator
3. Experts in the fields of:
 - (1) Family Planning;
 - (2) Maternal and child health;
 - (3) IEC;
 - (4) Other related fields mutually agreed upon as necessary.

中 野



ANNEX III

LIST OF EQUIPMENT

1. Video recording system (studio)
2. Video recording system (portable)
3. Video editing system
4. Audio system for video and slide production
5. Equipment for photography studio and slide production
6. Vehicle
7. Equipment for training (VTR with monitor, OHP, etc.)

中 2/2

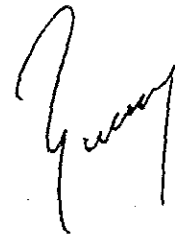


ANNEX V

LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land for Communication Center in Ankara and Training Centers in 2 provinces
2. Buildings and Facilities
 - (1) Director's Room
 - (2) Deputy Director's Room
 - (3) Japanese Experts' Rooms
 - (4) Meeting Room
 - (5) Photocopy and Duplication Room
 - (6) Communication Center
 - (a) Video Studio
 - (b) Graphic Room
 - (c) Photograph Studio
 - (d) Printing House
 - (7) Others

12/17

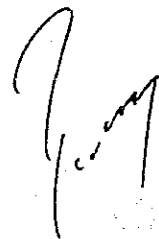


ANNEX IV

LIST OF TURKISH COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director
2. Project Coordinator (Deputy Project Director)
3. Responsible Department Head for IEC research
4. Responsible Department Head for IEC material production
5. Administrative personnel
 - (1) Translator
 - (2) Driver

中行



ANNEX VI

COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Coordinating Committee will meet at least once a year, and whenever the need arises, and work:

- (1) To formulate the annual work plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievements of the above-mentioned annual work plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Turkish side:

(a) Chairman: Project Director

(b) Members : -Project Coordinator

-Responsible Department Head for IEC research

-Responsible Department Head for IEC material production

(2) Japanese side:

-Chief Advisor

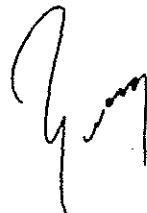
-Coordinator

-Experts designated by the Chief Advisor, if necessary

-Members of the team to be dispatched by JICA as necessary

Note: Officials of the Embassy of Japan in the Republic of Turkey may attend the Coordinating Committee as observers.

中野



TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
OF THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE PROJECT ON PROMOTION OF POPULATION EDUCATION

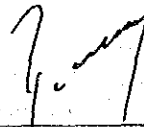
The Japanese Implementation Survey Team and the Turkish authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as annexed hereto.

This has been formulated in connection with I.2. of the Attached Document of the Record of Discussion signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Turkish authorities concerned the Project on Promotion of Population Education, on the condition that the necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of Record of Discussions whenever the need arises in the course of implementation of the Project.

Ankara, November 8, 1988

中野 照海

Dr. Terumi Nakano
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team,
Japan International
Cooperation Agency



Dr. Güler Bezirci
General Director,
Mother-Child Health and
Family Planning,
Ministry of Health and
Social Assistance

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

Phase	Year	88	89	90	91	Expected output
Project preparation			—			Foundation of cooperation project
Research on IEC			—	—	—	Report on IEC activities
Installation of equipment			—	—	—	Promotion of productivity
Improvement of the capability of Media Production				—	—	Better capability of production
Utilization of the media in the selected rural areas				—	—	Expansion of MCH/FP activities in the selected rural areas
Evaluation					—	Recommendation for future activities

17 1/2

4 プロジェクト実施上の留意点

4-1 トルコのメディアの現状

4-1-1 トルコのコミュニケーションメディアの状況

1) テレビ放送とビデオ

現在トルコでは国営放送が2チャンネル放送しているのみであり、民間放送はない。しかしヨーロッパに近い事から、衛星放送によりCNNと西ドイツの放送が24時間受信可能である。

受信機の普及台数 600万台(1983年12月現在)

人口1000人当り127台(1983年)

トルコ国営放送の財源は政府資金、受信料、及び広告収入であるが広告収入が約70%に及ぶ。放送はすべてトルコ語で行われ、一日の放送時間は平日は午後から8時間。土、日曜は朝から行われる。人口1000人に127台の普及台数はアジアではマレーシア(96台)より多く、韓国(175台)、シンガポール(188台)より少ない程度である。テレビ普及台数はかなり多く、アンテナがかなり地方に行ってもほとんどの家に立っている。放送内容はヨーロッパやアメリカの放送が受信可能な事から影響を受けているが、経験不足の所が多く標準的なレベルである。

トルコも他の国と同じようにビデオは急速に普及してきている。家庭用ビデオは、VHSとベータマックスが約半々である。

2) 映画

映画製作は以前より下火になったもののまだ盛んであり、年間長尺映画制作本数72本(1983年)、西ドイツ(83本)と韓国(91本)とほぼ同数の制作本数がある。輸入映画は欧米ものがほとんどであり、アジアからは香港映画が多少入っている。映画館は938軒(1980年)あり日本の2298軒(1981年)の約半分、千人当りの座席数は11.3と日本の7.8を上回る。

3) 写真とスライド

写真は首都アンカラ、イスタンブールを中心に現像所が発達し、その他の地方においても観光地が多いこともあり、スライド現像を含め行なわれている。

4) 新聞

日刊新聞はユネスコ文化統計年鑑によれば紙数457(1984年)と日本の4倍、アメリカ、ソビエトにつぎ世界第3位。しかし発行部数は388万部(1979年)と日本の約20分の1。ほとんどがトルコ語紙である。

新聞配達制度はなく、街頭販売されている。これから見てもいかに多種多様な新聞

が小数部ずつ作られ街頭で売られているかが分かる。

新聞用紙の消費量は、15万1200メートルトン(1983年)で人口千人当りの消費量は3188キログラムである。日本の約1/7、メキシコやタイと同程度である。

4-1-2 トルコの人口教育家族計画におけるメディアの活用

メディア製作・配付の機関として保健省コミュニケーション・センター(印刷部門、写真部門、ビデオ部門)があり、利用機関として、県営西部(67)、公立病院、母子保健センター、大学医学部公衆衛生科、ヘルス・ユニット(3千以上)、ヘルス・ハウス(1万2千)など、既にIECを推進する機関・施設がある。地域センターでは、スライド、OHP、VTRなどの視聴覚機器があり、メディア・センター製作のVTRパッケージが送られてきている。

コミュニケーション・センターにおいては、印刷部門は非常に充実しているのに比較して、ビデオ製作部門は、機器の不適切さ、老朽化などから劣るといわざるをえない。しかし、1987年度17本のビデオ教材を制作し、そのコピー数約千本を配付したという。センターではまた放送用スポットプログラムの制作もしているが、機材等の不適切さから、全国放送網にのせるための番組制作施設として不十分である。又、中央センターと地方ヘルス・ユニットとの、ネットワーク作りも今後の重要な課題である。特に、地方ヘルス・ユニットに於ける活動を推進するために、教材の効果的利用法、メディア・プログラムの運営等に関するマニュアルの作成は、早急に行なわれるべき作業であろう。

4-1-3 トルコにおけるメディア利用の可能性

トルコでは映画、ラジオ、テレビといったメディアはかなり発達していると言っているであろう。現在ある全てのメディアが利用可能であると考えるが、再度ソフトの見直しが必要ではないかと考える。また、地方ヘルス・ユニットとのネットワーク作りを早急にし、メディアの双方向性を作る事が今後の課題ではないかと考える。

4-2 実施体制と実施計画

4-2-1 トルコ側の実施体制

組 織

本件協力のカウンターパート機関である、トルコ国保健省母子保健・家族計画総局は、UNFPA等の援助機関と多くの協力実績を有し、プロジェクト遂行能力の点では信頼のおける組織といえる。若干の時間的遅れはあろうとも、日本と約束した事項は着実に実行されることが期待できる。

カウンターパートの人材

現在ビデオ、写真部門の要員は、責任者とテクニシャン3人の計4人。人材の補填と活性化が早急に必要である。現在の職員の技術の向上と、少なくともあと2人の制作プロデューサーが必要である。また、印刷部門を含めたトータルなメディア制作が必要であることから、ある程度の相互間の人材の交流が必要になってくると考える。ポスター、パンフレットと映像とのマルチメディアを前提とした、教材及びコース開発を行ない、訓練プログラムを構築できる要員の養成も期待される。

施 設

現状のコミュニケーション・センターのスタジオは、広さ、高さともやや不足しており、供与予定の機材を最高に生かすには、スタジオを改造する必要がある。トルコ側の求めに応じ、改造案(図4-1及び4-2)を示しておいた。建築技師とも相談のうえ、改造を前向きに検討することである。また、新たにスタジオ・スペースを確保することも検討することなので、その場合のスタジオとしてのミニマムのスペース(表4-1)および概念図(図4-3)について示しておいた。

図4-1 改造前のスタジオ等

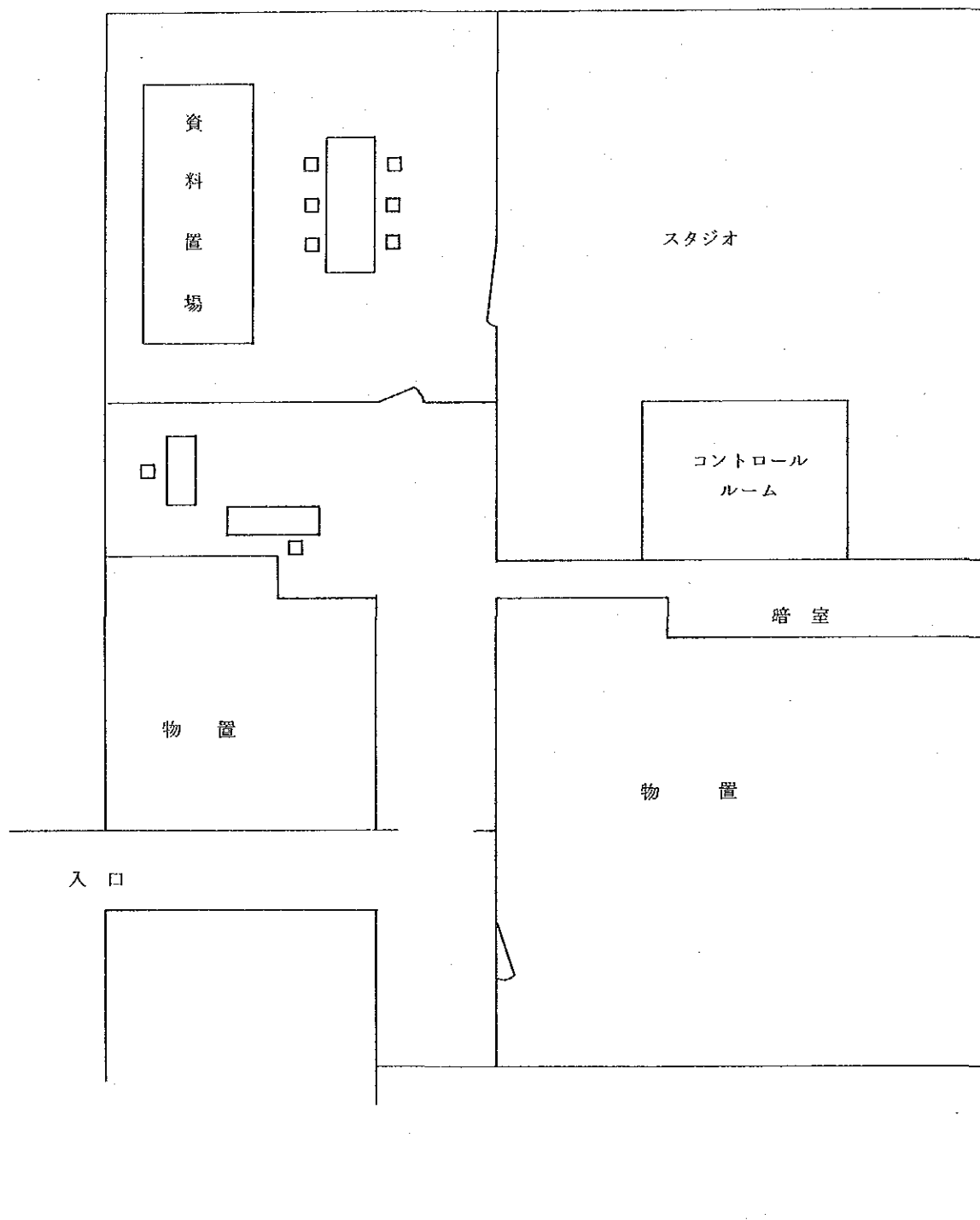
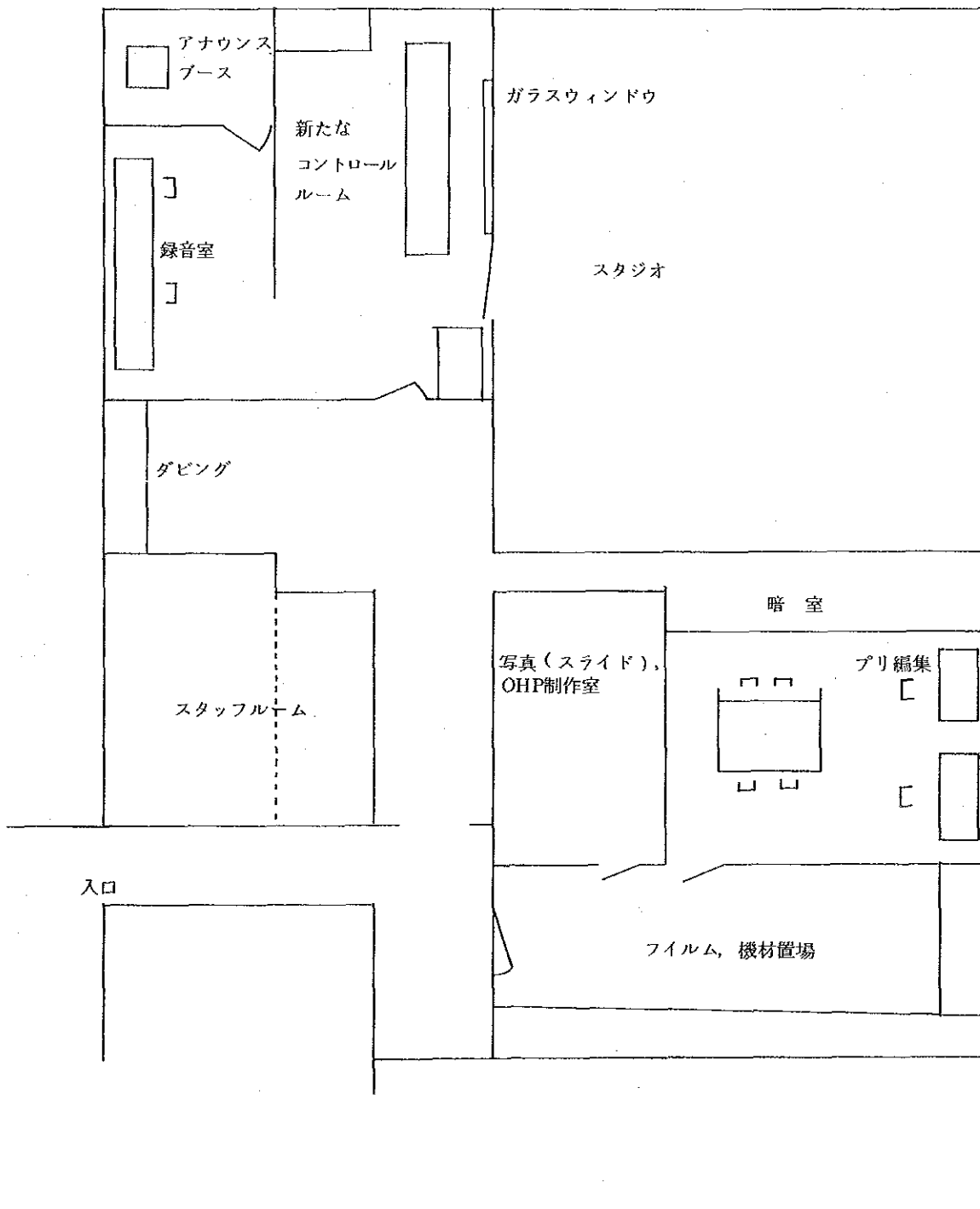


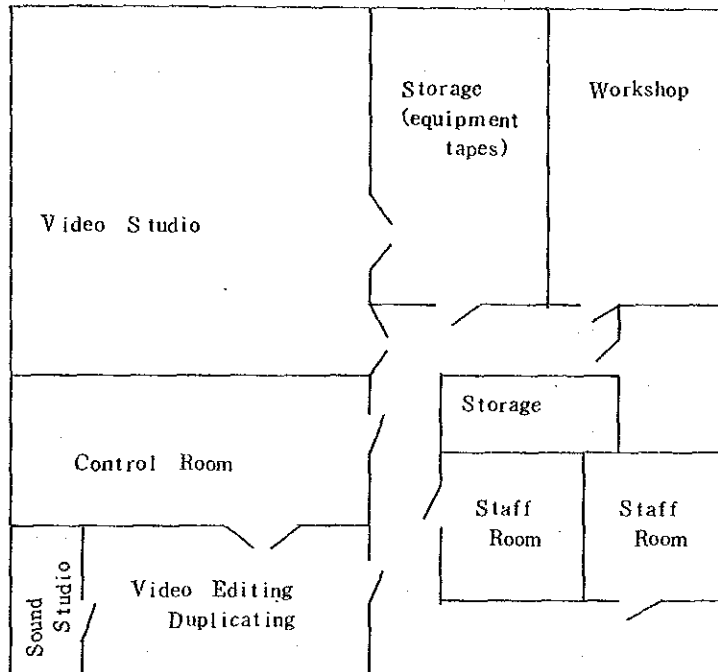
図 4-2 改造後のスタジオ等(案)



(表4-1) MINIMUM SPACE FOR VIDEO PRODUCTION ROOM

1. Video studio		<u>100m²</u>
Length	10m	
Width	10m	
Height	5m	
2. Studio control room (next to the studio)		<u>40m²</u>
Length	10m	
Width	4m	
Height	3m	
3. Video editing/duplicating & audio recording room		<u>32m²</u>
Length	8m	
Width	4m	
Height	3m	
4. Staff room		(a) <u>24m²</u>
		(b) <u>24m²</u>
5. Workshop for video/slide production		<u>30m²</u>
6. Storage for equipment/video tape		<u>30m²</u>
7. Photographic laboratory		<u>12m²</u>
8. Storage/Lockers		<u>10 m²</u>

図4-3 スタジオ概念図



5m

4-2-2 日本側の実施体制と実施計画

専門家の派遣

トルコ国にはJICA事務所がないため、出来るだけ早期に業務調整員を含む専門家を派遣し、プロジェクト実施を軌道に載せていくことが望ましい。長期専門家として、家族計画・母子保健におけるメディア利用に関するアドバイザーと調整員、短期専門家として、ビデオ製作技術、家族計画・母子保健のメディア利用技術、メディア利用の評価技術、ビデオ・メンテナンス技術等の専門家が必要となろう。

また、専門家の派遣に伴い、スタジオの改造について、応急対策費等の現地業務費による対応も検討されうる。

機材の供与

現在すでに放送用のスポットや番組を制作していることから、トルコ放送局との機器の互換性を考え、かなりレベルの高いビデオ関係機材が中心となる。取材とポストプロダクション（編集）機器を充実する事を中心に、地方ヘルス・ユニットへの配布用ダビング装置、写真、スライド制作関係を加える。

印刷部門が非常に充実していることにより、ビデオ部門の強化はトータルな人口家族計画プロジェクトのIEC活動を推進するうえで重要な事であると考えられる。

ビデオ部門はこれまで主に保健センターへの情報の提供、訓練ビデオの制作を行ってきたが、テレビの普及に伴い、テレビ放送を通じての情報が重要になってきた。保健省はセンターのビデオ部門の活動の幅を広げてテレビ放送をも使った広範囲な教育及び情報提供と、これまで通りの保健センターを中心とした教育訓練活動の両面からのアプローチを考えている。その際問題になるのは、現有機材の放送局との互換性の問題である。現有のUマチックローバンドではそのままでは放送に使えない。そのため、放送局との互換性のあるVTRに変更する必要がある。また、ビデオカメラも現在の単管式から3板式に変更する必要がある。更に放送に堪えるためABロール編集システムとキャラクタージェネレーターは揃えたい。

研修員の受入れ

IEC分野を中心に、年間3～4名受入れ、トルコ側の人材養成に資することとする。

4-3 その他留意すべき点

コミュニケーションセンターは母子保健・家族計画総局の局次長の所轄である。保健省全体のメディア制作を行っており、仕事は局次長からセンター長に発注される。しかし、母

子保健・家族計画総局内には各局の意向を調整する機能がどの程度あるかや、コミュニケーションセンターの年間計画の作成、予算等はいかに決定されるかは、今のところ明確になっていない。今後は視聴覚メディアに関する外部の有識者をも含めた委員会の設置等が望まれるであろう。

今後スタッフの面においても、またテレビ番組制作においてもトルコ国営ラジオテレビ局との関りは増大すると思われる。また現在ラジオ制作はほとんどなされていないが、東部地域等まだテレビの行き届いていない所もあり、ラジオの可能性もまだあるのではないかと考える。

JICA

